緊急短期雇用創出事業

会計年度任用職員（日額）を

募集しています!!

福岡県緊急短期雇用創出事業を活用し、小郡市在住の方で、
新型コロナウイルス感染症の影響により

・働く場を失った方　または　働く機会が減少した方

・就職内定を取り消された方

・家族の収入が減少し、新たに就労の必要が生じた方

を対象に、会計年度任用職員を募集しています。

ぜひ、お問い合わせ下さい！！

小　郡　市

募集内容 等

●募集対象者

小郡市在住の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により

・働く場を失った方または働く機会が減少した方

・就職内定を取り消された方

・家族の収入が減少し、新たに就労の必要が生じた方

※兼業が可能な場合もあります。

※地方公務員法第16条（欠格条項）の規定に該当する方は申込みできません。

地方公務員法第16条の規定に該当する方

・禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

・小郡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

●業務内容

・新型コロナウイルス感染拡大に対応する業務などの事務補助

・市立小・中学校、保育所、幼稚園などにおける新型コロナウイルス感染予防のための消毒作業、比較的軽微な作業及びその他業務の補助

※配属先によって異なります。

※配属状況等により、ご希望に添えない場合があります。

●募集人数　15名程度

●募集期間　令和2年7月17日（金）まで

※期限までに「緊急短期雇用申込票兼履歴書（写真貼付）」必着

※定員に達し次第終了します。

勤務条件 等

●任用期間

任用開始日から令和2年12月末までの最長6か月程度

※面接後、任用が決まった方から任用開始日を調整します。

※採用後原則1か月間は条件付採用とし、条件付採用期間中は良好な成績で職務を遂行したときに、正式採用となります。

※本事業での任用終了後、別途、会計年度任用職員（日額）のご登録をいただいた方の中から、必要に応じて任用する場合があります。

●勤務時間

基本的に9時～17時（休憩時間12時15分～13時）

※配属先によって異なる場合があります。

●勤務日数

週5日以内

※勤務日数等は面接時にご相談ください。

※休日は基本的に土・日・祝日（配属先によっては、休日に出勤となる場合があります）

●報酬　日額6,508円（勤務時間が7時間15分の場合）

※勤務時間によって日額は異なります。

●手当等　期末手当（要件を満たした場合支給）、費用弁償（通勤費）

●社会保険等

勤務日数などに応じ、健康保険、厚生年金、雇用保険等に加入。

公務災害に係る補償あり。

●休暇

年次有給休暇のほか夏季休暇等の特別休暇（無給休暇を含む）あり

※勤務日数などの要件により、年次有給休暇、夏季休暇等の日数が異なります。

申込手続き、諸注意 等

●申込方法

緊急短期雇用申込票兼履歴書（写真貼付）」1通を持参または郵送

◇提出先

〒838-0198
小郡市小郡255番地1
小郡市役所　人事法制課人事係
※「緊急短期雇用申込」と朱書きすること

●緊急短期雇用申込票兼履歴書の取扱い

申請受理後の申込票兼履歴書は返却しませんので、あらかじめご了承ください。申請書の個人情報は、法令等に定めがある場合を除き、会計年度任用職員の任用以外には使用しません。

●勤務にあたっての注意事項

会計年度任用職員には、正規職員と同様に、
地方公務員法に定める以下の服務が適用されます。

・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
・信用失墜行為の禁止
・秘密を守る義務
・職務に専念する義務
・政治的行為の制限